

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 地域情報化特別委員会委員長報告

日程第4 議案の討論、採決

議案第11号 指定管理者の指定について

議案第12号 指定管理者の指定について

議案第13号 指定管理者の指定について

議案第14号 指定管理者の指定について

議案第15号 指定管理者の指定について

議案第16号 指定管理者の指定について

議案第17号 指定管理者の指定について

議案第18号 邑南町課設置条例の一部改正について

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第20号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第21号 邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第22号 邑南町特別会計条例の一部改正について

議案第23号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第24号 邑南町バス料金条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第25号 邑南町スクールバス条例の一部改正について

議案第26号 邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第27号 邑南町母子家庭等児童入学就職支度金支給条例の一部改正について

議案第28号 邑南町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

議案第29号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について

議案第30号 邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第31号 邑南町と農林水産省との人事交流に係る職員に支給する手当に関する条例の制定について

議案第32号 邑南町研修施設条例の制定について

議案第33号 邑智郡総合事務組合理約の変更について

議案第34号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について

議案第35号 町道路線の廃止について

議案第36号 町道路線の認定について

議案第37号 平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について

議案第38号 平成22年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について

- 議案第 3 9 号 平成 2 2 年度 邑南町 老人保健事業特別会計補正予算第 2 号について
- 議案第 4 0 号 平成 2 2 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 2 号について
- 議案第 4 1 号 平成 2 2 年度 邑南町 簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 4 2 号 平成 2 2 年度 邑南町 下水道事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 4 3 号 平成 2 2 年度 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 4 4 号 平成 2 3 年度 邑南町 一般会計予算について
- 議案第 4 5 号 平成 2 3 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 4 6 号 平成 2 3 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 4 7 号 平成 2 3 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 4 8 号 平成 2 3 年度 邑南町 簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 4 9 号 平成 2 3 年度 邑南町 下水道事業特別会計予算について
- 議案第 5 0 号 平成 2 3 年度 邑南町 電気通信事業特別会計予算について

日程第 5 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第 6 議員派遣について

平成23年第2回邑南町議会定例会追加議事日程(第10日)

平成 2 3 年 3 月 1 7 日 (木)

追加日程第 1 農業委員会委員の推薦について

追加日程第 2 発議第 1 号、邑南町議会委員会条例の一部改正について

平成23年第2回邑南町議会定例会(第10日)会議録

平成 2 3 年 3 月 1 7 日 (木)

—— 午前 9 時 3 0 分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 2 3 年第 2 回 邑南町議会、定例会、第 1 0 日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。1 1 番石橋議員、1 2 番高本議員 お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第 2 一般質問

- 議長(三上徹) 日程第 2、一般質問。昨日に引き続きまして一般質問を行います。それでは一般質問順位第 1 0 号、日高勝明議員登壇をお願いします。

- 日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) 日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 日高勝明でございます。3月議会にあたりまして、通告をいたしております2点の問題について、順次お尋ねをしてみたいと存じます。質問に入ります前に9月議会で質問をいたしましてから今日まで一般質問を12月はいたしませんでしたが、その間入院をなさっていた石橋町長が健康を回復されて、この場で今議会一般質問で、お尋ねをできることを心から嬉しく存じております。どうぞ健康に注意して、今後ますますご活躍いただくことを願っております。今回質問をいたします内容については、私はこれまで、1期の中間期を迎えますとその期の出発時点からお尋ねをしてきて、きましたことについて、いくつか残っていると考える課題について追跡をするという形で、毎回お尋ねをしてみたいと思っておりました。この3月議会は21年5月からいただいた任期の中間期をまもなく迎えようと思っております。この間考えてみますと、6回に渡って八つのお尋ねをしたように記憶をいたしております。この中で何点かの問題について今後に対するお考え、あるいはまた今私の思うところを若干述べまして、町長始め担当課長等のお考えをおかが、伺っておきたいというふうに思っております。また2番目には新たな提案として、研修制度をもう少し充実させて欲しいという課題についてお尋ねをしております。今国難ともいえる大震災が起こっている最中に行う一般質問としては内容は極めて小さいようには思いますけれども、私どもは邑南町民のこの幸せ、そういったことを常に念頭において活動していくことが与えられた使命でございますので、そのような状況の中でありながら通告をした点について、私の思うところをお尋ねをしてみたいと思っております。最近行いました一般質問の中で熱心に検討いただきまた取り組んでいただいた課題として、道の駅の機能回復、道の駅というものの機能の回復がいろいろなご苦勞のある中で、若干ながら改善をされたということをお私はいへん現場を訪れる度に有り難く思っております。また、今回提案されております予算の中においても兼ねて私もこの場で申しあげましたカルチャーバスの復活あるいは学習施設としての郷土館における、まあ、館長の任命を始めとする内容の充実を訴えてきましたが、今回は館長を設置するという予算も計上されております。また、前期この場にいらっしゃった日高亘議員の、と思いを共有して私は自治会における職員の担当制を何回かお尋ねをしてみたいと思っておりましたが、この点についても決断がなされ、担当制を敷いていくという方向性が明らかにされました。また後ほどお尋ねいたしますが、農業委員についても町長が9月に答弁なされたことを踏まえて、今回報酬の改善がなされております。これで十分であるかどうかについてはいろいろとお考えがあるところかとは思いますが、そういったことをスピーディに処理されたということについて評価したいと思っております。まあ、いわば一般質問という形を通じて、提言をしてきたことがこうして一つ一つ具体化をされ実現していくということに対してたいへんに評価をするとともに更なる前進を期待するところでございます。まあ、今回これまで質問したもののの中で再度ここで確認をしておきたいというものは4点ばかりでございますが、順次一つずつお尋ねをしていきますのでお答えを願いたいと思っております。まあ、私のライフワークというほどではありませんが、この男女共同参画ということについては私はたまたま旧町時代にこの制定に議会を代表して参加したというところから始まったと言って良いと思うんですけれども、非常に関心を持たせていただき、また勉強させていただく機会もございました。この新町においても計画を立て努力をしておられることは私も承知をしております。21年の9月にこのことをお尋ねをしておりますが、この点については私はこのその後自主的な活動グループの誕生がこのまま時を過ごしていったのでは、瑞穂町、邑南町ではこれ以上なかなか住民サイドからの盛り上がりがないのではないかという何か、こう非常に懸念

というか焦りを持っております。まあ、そういった面、ときにたまたま大田のアステラス、男女、女性センターその場を通じて、県内の市町に何か所か私はお招きをいただいて、この問題についての討論に参加をする機会がございました。そういった地域の活動をつぶさに見るにつけ、先に手をつけて走り出した邑南町ではありましたが、このまま置いたのでは兎と亀の競争でいえばちょっと兎になる、なるのではないかというふうな感じがしております。そこで今回は1点だけ具体的に提案をしようと思っておりますが、まあ、担当課長の方からこれまで取り組んでこられた経緯とともにここで私が申しあげたいのは、この具体的に申しあげますが、島根県が取り組んでいるサポーター制度、そういったものの邑南町版を町長の任命の元に何人かやはり地域別に指定をなさり、またその人達を中心にした女性懇話会のようなものをもう一度復活して、そしてこの計画を樹立したときの原点に戻って、そしてこの新たに活動をしていただけるグループづくり、そしてそれを町政に反映していくというようなところから、こう再結集をしていく必要があるのではないかというふうに思っております。これは、あのう、町の方の町民課の方に届いておるのかとも思いますが、女性センターが中心になって作った、このかるたができております。これはその男女共同参画啓発のかるたでまだできたばかりでありまして、恐らく表課長のところへは何部か来ているのではないかと思います。これは島根県の女性センターが作ったものではありませんが、全県下から募集をした川柳が、あいうえお50音揃わない、そこで、まあ、何か所かの欠落したところがありましたものを、この邑南町は非常に熱心に取り組んでいらっしゃるということで、瑞穂のスキップの会というグループに要請がありまして、その欠落した部分を全部スキップの会がその川柳を作ってこの中に入れておる、スキップの会は川柳の専門家ではありませんが、何回か川柳について町民の皆さんに呼びかけて啓発川柳を作り、まあ、町広報とかいろいろ載せていただいておりますけれども、そういった経緯を踏んで、この制作に参加を求められたわけです。まだ町長にも進呈してないのではないかと思います。十分なできかどうかは別にして、そういった活動にも実は邑南町の中の一部のグループは参加をしているわけです。そういったグループが自主的に活動することが望ましいわけですけれども、やはりもう合併後相当な年数が経つ中で、こうまだまだ不十分であるという場合にはもう一度このセルモーターから回し直していただかないと、活動ができないのではないかと思います。この点について一つ今日のお考えを伺いたいと思います。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 男女共同参画の推進についての質問でございますが、議員さんの前回の質問においてグループのネットワーク化等の話もしたところでございます。これまで行ってきた事業については、旧町村の地域ごとに女性セミナーを開催し、意識づくりをしてきたところですが、現段階では各地域での推進にお手伝いをいただける先ほど議員言われましたサポーターでございますけれども、新、新たなサポーターの養成あるいはグループづくりによるネットワーク化につなげることができていないところです。そうした中で、先ほども議員述べられましたけれども、昨年3月からこの1年間かけて、財団法人しまね女性センターの事業にて、男性による支援セミナーを日高議員さんも構成員でおられますスキップの会の主催により3回開催されまして、積極、積極的に活動を展開していただいておりますこと、敬意を表したいと思います。私も参加させていただいてきたわけですが、こうした活動を邑南町全域で広まっていけるような仕掛けをしておかねばと改めて思っているところでございます。男女共同参画計画に基づいて各課連携、協力を

して、協力をいただき取り組みをする中で、事業等の検証あるいは見直し等を図っていくことが必要ですが、現在、これまでの各課連携となる事務事業についてはまとめているところがございます。いずれにしましても推進していくためには、支援サポーターを立ち上げることは必要と思っ  
ているところではあります。先ほど議員おら、言われました邑南町独自と言いますか、支援サポーターの  
養成を、しまね女性センター、取り組まれている事業等を参考あるいは指導を受けながら実現す  
るようにつなげていきたいと思っ  
ているところではあります。またこうして、支援サポーターの活  
動等と連携をして、新たなグループづくりにつながるように展開していかねばいけないと考  
えているところではあります。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 今この邑南町版のサポーター制度、非常に担当課長の方から前向きな答弁  
があったことに対して評価をしたいと思っ  
ています。そこで改めてお願いをしたいところではあります。この  
サポーター数人を個々に要請をして、お願いして、それぞれの地域でそれぞれの思いで活動してい  
ただく、これも素晴らしいことだと思っ  
ますけれども、やはりこのそれを束ねて、1か所に集まっ  
て、いろいろ活動、お互いの経験交流をしながら、やっ  
てこう町、全町に広げていく。今課長から  
話があったように、そのスキップの会というのを評価していただくのは私も会員の一人としてたい  
へん嬉しいことではありますけれども、この邑南町の中でいろんな活動を地域で取り組んでいらっ  
しゃる、それは認めますけれども、一つの集団として活動して行くところが、常にスキップの会という名前が  
出てくるのは私は非常に寂しいと思っ  
ているんです。石見にも素晴らしい方がいらっ  
しゃる、羽須  
美にも素晴らしい方がいらっ  
しゃる、そうした活動家をやはり、まあ、仮称女性懇話会というふう  
な形で町長のもとに、このサポーターを兼ねながら結集をして、そうしてこのそれぞれの地域の状  
況を交換しながら活動を誘発していく、そういうふうなことが私は望みたいわけではありま  
して、  
サポーターを何人か町内で島根県のサポーター制度のような類似のものを立ち上げていただくのは  
たいへんありがたいと思っ  
ますが、更にそれを一歩進めると、この、まあ、どういう立場でこの会  
員を委嘱するかはいろいろ研究が必要だろうと思っ  
ますが、是非一つこの懇話会、女性懇話会と  
いうふうなものを、まあ、仮称ですけれども、立ち上げてそういったサポーターさんたちを結集す  
るということはなけらねばいけないと思っ  
ているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、男女共同参画社会はたいへん大事な問題であり、かつ息の長いテーマ  
だというふうに思っ  
ます。で、そういう中で議員ご提案の支援サポーターあるいは懇話会の再結  
集ということは、これをこの運動を進めていく上での核になるのではないかなというこ  
とで、課  
長答弁しましたように新サポーターの検、実現に向かってですね検討していきたい、あるいは女  
性の方の懇話会も検討していきたいというふう  
に、まあ、実は思っ  
ておりますが、一方ではです  
ね、私は、あのう、町民の皆さんに等しくこの男女共同参画の意味合いを啓発する必要性が同時  
並行でやらなきゃいけないというふう  
に思っ  
ます。で、今そのための手法としてケーブルテレビが  
実はあるわけではありま  
して、今たまたま私よく観てますけども、がん対策撲滅ということで特  
集を組んでおりますが、私はこれ良い番組だというふう  
に評価を  
実はして  
おります。こういった  
ような捉え方で男女共同参画の特集を、例えば組んでですね、今実際にはスキップの会もありま  
すけれども、いろんな各地域で男女共同参画の、をやっ  
てる事例が私はあると思っ  
ます。それを

拾い上げて例えば育児パパですね、育児パ、育児パパ、あのう、も、やってると思いますし、あるいは男性の料理教室もやってますし、女性だけの問題じゃあないよというような事例を取り上げながら、やっぱりケーブルテレビで特集を組んで理解、理解をいただくということもたいへん有効な方法ではないかなあと今思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 石橋町長並びに表課長の答弁をたいへん評価して、このことについては、次へ移りたいと思います。まあ、今回、あのう、農業委員の改選が行われました。で、以前は議会がその議会枠の中で2名の女性を推薦しておりましたが、今回はそれはありません。しかしながら一方でこの16名に減少した選挙枠の中です、まあ、羽須美地域からであります、2名の方が立候補して当選をされるという、快挙がありました。まあ、私は議会でやはりこの4名の推薦枠を持って、女性は2名は出すべきだ言ったときに、ある議員がどうどうと16人の定数の中から出てくるべきだという発言をされました。私はこれを聞いて、ちょっと、あのう、頭を洗われたというか、あ、そういう方向へ持っていけるようなこの地域の皆さんの理解そういったものを、こう進めていく活動こそが、大、大事なんで、ただ議会から2名ほど女性を出してあげればそれで事足りるということであって、まあ、いけないというふうに思いまして、今回の選挙の結果を見てたいへん嬉しく思いました。是非かつ、素晴らしい活躍を期待をしたいと思っておりますが、町長仰ったようにそういう活動する者はちょっとへんな人達というふうな感覚に町民の皆さんがならないように、みんなでこのやはりそういう雰囲気盛り上げていけるようにしていきたいものだと思っております。さて次に質問をいたしましたのは、22年の3月だったと思っておりますが、まあ、職員の接遇教育とケアについてお尋ねをいたしました。そのことについても担当課長から状況を聞き、結論として町長の方から、まとめの答弁がございました。その中で私は今でも記憶しておりますのは、町長がこの仲間意識の醸成、チーム意識、そして欠点を認め合いながらそれを補い合う、助け合うという職員間の意識、啓発が大事だという答弁をなさっております。これは私はほんとにそのまま頂戴をしておきたいと思うわけですが、やはりこの1年間、22年度において、どういう状況であ、研、この研修、職員研修と、やはりこの町民の皆さんの期待に応えられる職員としての教育活動が取り組まれてきたのかなということを思いますので、改めて担当課長の方から最近の状況を伺っておきたいと思っております。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 町職員の接遇研修についてご質問でございますが、あのう、昨年3月にもお答えをいたしました、職員の研修でございますが、まあ、外部で開催される自治研修始めとして、島根県主催の研修あるいは市町村総合事務組合の新たにまた、自治大学校への入校研修、それから市町村アカデミーにおける研修などがあるわけでございますが、あのう、あわせて邑南町独自の研修も開催しております。合併後の研修につきましては、議員からのご質問で昨年3月にお答えしているところでございますが、本年度におきましても積極的に、まあ、こうした職員研修を計画し、参加を促したところでございます。昨年3月、議員さんから業務研修も大事だが、町民の方々が役場にこられたとき優しく笑顔で声をかけることがいかに安心感を与えるかといったことにつながり、接遇研修について更に徹底するよう提起されたところでございます。まあ、こうしたことは、特に外部に研修先を求めずとも内部でいつでもできることであると認識しており

ます。課長等を中心として、指導していくことで、役場全体の接遇がレベルアップしていくと考えております。まあ、おはようございますとかいらっしゃいませの一言です、親近感が湧き、特にお年寄りにとっては、この一言でも議員のおっしゃるような安心感が湧くのではないかと思います。3月に町長がお答えいたしましたのは、こうした意味合いをすべて含め、企業内教育、教育訓練法の一つとして、職場の上司や先輩が部下や後輩に対して具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識、技術、技能、態度など意図的、継続的に指導し、習得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する活動である、いわゆるOJTが必、重要であると、そうした方向で接遇なども進めていくとしておりました。まさにとおり、まあ、その、そのことが議員がご質問になった点でのお答えであると考えておまして、そういう意味合いで、内部研修というか、あのう、指導にあたっておるといふ現実でございます。まあ、こうした点につきましては、それぞれ職員が常に認識して住民の方々に接することを心がけていかなければならないことと思っております。まあ、今年度においても、接遇指導者養成講座というのがあります。まあ、そちらに職員を送りまして、まあ、その広がり深めるようにしたところでございます。今後とも住民のご意見や議員の方々のご意見を受け止めながら、役場全体として接遇体制を前進していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) ここで、あのう、2点ばかり、まあ、要、要請をしておきたいと思う点でございます。これについて、まあ、あのう、23年度ご検討いただいて、また取り組んでみて欲しいと思うんですが、このケアという面を、まあ、心身両面に渡るケアという面を前回はあわせてお尋ねをいたしました。やはりこう職員さん達が、健康でないと、心身両面が健康でないとほんとに先ほど仰るように町民に明るく笑顔で、優しい言葉で接するというふうなことはなかなか出来にくい面があるんだろうと思います。私のやはりそこを、その部門を束ねて下さる課長さん方、そういった皆さん達がこの職員のケアというものはどうあるべきなのかというふうなことについて、この研修をするというふうな機会も合いあわせて非常に大事なのではないかと考えておりますのと、もう一つはやはりそれぞれは窓口業務で非常に多忙な仕事を受け持っている、職員数も暫時、こう減少していくという中で業務はどちらかという減ってはこない。そういう状況の中でやはりおいでになる町民にやはりこのそういうふうな接遇というか、優しく接するという面でもう一つ形で表して欲しいのは、玄関にやはりこの接遇担当というか、受付担当というか、まあ、これは私は定数内の職員で置く必要はないと思います。臨時とかあるいは契約とかいろいろな方法があるでしょうが、この世間慣れのしたベテランの方がそのおいでになる方にある程度また役場の中の機構等についても熟知をしていただいて、この案内をしてあげるとか、声を掛けるとかいうことです、あのう、私は現、現在必要なんである、まあ、恐らく旧石見町時代にもそういうことが必要であると思われたから、あのう、玄関には受付の場所もちゃんとありますよね。で、そうしたものが今物置のようになっております。私はここをもう一度活用してやはりこう、まあ、ボランティアでも良いです。病院などへ行くと、あのう、非常に、あのう、大きな病院でどこへ行ってどういうふうにしたものだろうかと思っていると、年配のおばちゃん達がきて優しく声を掛けてくれる、どのくらいその患者さんが安心するか、そういったものと同じ面があるのではないかと思います。是非これはやはり一つの、まあ、試験的にでも良いですから、そういうことが効果があるかどうか、かつて役場の職員であられたようなベテランの年配の方な

どがそういうことをやって下さるようなお方をこの求めれば人材はあるのではないかと思います  
が、まあ、そういった受付、そういった形でおいでになった方を迷いなく求められる場所に案内  
をする、誘導するとそういったことが私は必要な投資なのではないかと思っています。町民  
の、との行政の信頼を強くするという点でたいへん大事ではないかと思っています。実は2問目の方  
が今回の私の目玉だと思っておりますので、一つ1問目残るところは簡単にいきたいと思うん  
ですが、このことについていかがでしょう。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) ただ今の質問の中で、役場の玄関に受付担当をとというご意見だったというふ  
うに思うわけですが、まあ、確かに、あのう、大きな企業等に行きましても県庁等にもそ  
うした受付の担当の職員配置がされておるのを私も見ておるわけでありまして、確かにそ  
のどこの部署に行ったら良いのかとかいった場合が分からないようなそういう場合に受付の方が  
おられると非常に助かるということは重々感じておりますが、まあ、今回そういうことをすぐ、  
4月からすぐというわけにも、当初予算にも計上してありませんし、すぐにはできることではな  
いと思いますし、まあ、支所等のこともあります、元気館等もありますので、まあ、そのへんも  
含めて検討にさせていただきたいというふうに思います。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 検討で十分です。しっかり検討していただいて、だいたい私が検討を求め  
たことはこう何年か後には必ず実現しとりますからね。ですからこれも、まあ、私の寿命がつき  
るころまでには恐らく実現するのではないかと期待をしておきたいと思っております。これ人が  
喜ぶことですからね、そんなに、あのう、目玉が飛び出るほどの、あのう、お給金を払わんでも  
やってくださる、何かの他の業務とこう、兼ねてやっていただいたって良いわけなんで、そこら  
へんは是非一つ、是非実現が、いつの日かできることを期待をしております。それから、次に、  
あのう、日和小学校、あのう、の問題について、小規模の統合ありきというふうな問題でお尋  
ねをしたことがございます。ではないという教育委員長からの確実な答弁があって、そこで私は  
承知していると思っておりますが、今日はその後もう既に4月、入学式を間近に控えておりますが、日  
和の皆さん達が安心して、石見地域内の二つの小学校に分散になるのかどうか、私はその数字等  
はつまびらかにしておりませんが、安心して日和から子ども達、孫達を委ねられることができる  
という状況になっているのかどうか、またそのときに委員長がお答えになったこの検討委員会と  
いうのは現実にはその後まだ期間がそう経ってないけれども、動いているのかどうか、動き始め  
られたのかどうか、その点だけをちょっと確認をさせていただきます。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) ええっと2点のご質問でございますが、先ず、あのう、日和小学校  
の受け入れ体制のことでございますが、あのう、学校現場とあるいはPTA、そして、まあ、保  
護者の、まあ、いろいろ心労しておられますので、その3点についてちょっとふれてみたいと思  
うんですが、あのう、学校につきましては、まあ、教育委員会としましては、あのう、今春の4  
月に受け入れが進むべく、昨年5月ぐらいからですが、あのう、教職員の方に対しまして、こ  
れまでの統合に向けた、まあ、経緯やあるいは特に児童のメンタル等を踏まえた配慮についてい

ろいろご理解を求めてきた、会合を重ねてまいっております。で、日和小学校は、あのう、統合等に拘わらずですね、日貫小学校あるいは、まあ、中規模、まあ、大規模と言いますか矢上小学校との交流学习を以前から進めてきておられました。それにあつて今春を迎えるにあつて、統合に向けての各学年での合同学習というのがありますが、そういうものを進めてきていただきました。あのう、あわせましてですね、合同参観日というようなこともやっただきまして、着々と準備を進めてきていただいております。更に、あのう、学校現場では通学バスの乗降の場所の検討とかあるいはその指導の体制の問題あるいは、あのう、まあ、あのう、時間帯のこと等の問題について教育委員会と一緒に研究してまいっております、まあ、準備万端というところまでいかないかも知れませんが、あのう、日和の皆さんには心労をかけないような準備が進めてまいっております。それからPTAの関係でございますが、PTAも、あのう、教職員の説明会の後でございますが、PTA会の皆さまにもお集まりいただきまして、まあ、同じように経緯とかそれから、まあ、協力体制についてご相談をしております。特に、あのう、PTAにおきましては役員体制の配分の問題あるいは諸行事、特に、あのう、地域の祭りの関係が主でございますが、そういう関係、それからPTAには予算がありますので予算、それからPTA会費の問題等々について再三にわたって双方のPTAが寄っただきまして、協議を重ねていただき、全体が集まっていたいで、だいたい、あのう、PTAの受け入れ体制も整ってきているということです。で、まあ、あのう、2点での受け入れ体制ですが、特に、あのう、一番心労極めていただいた、あのう、保護者の皆さんの関係、ちょっと触れておきたいんですが、非常に、あのう、不安を持っていらっしやいました。で、したがって昨年の4月の9日から、あのう、会合をいろいろ重ねてきていただいて、特に、まあ、教育長と学校教育課長が、まあ、出向いて行ったわけですが、だいたいお約束で最低でも月1回は懇談をするというお約束の元に通学路を、まあ、通学の諸、諸条件が一番不安だということがありました。その関係あるいは学校変更に伴う新たな経費の負担、それから、まあ、校区外通学の問題等も出てきております。それから児童へのメンタルへの配慮、そういうものにつきまして適時そこで協議をし、それから教育委員会におきましては報告、連絡、相談をして協議を重ね、またそれをお返ししながら進めてまいりました。概ね条件等の合意を得たところでございます、まあ、あのう、先も言いました、準備万端とは言わ、言われない部分もあるかも知れませんが、ご理解を賜りまして4月を迎える運びになっております。続いてもう1点のご質問ですが、検討委員会のことです。あのう、先に議員も仰いましたように教育委員長から、6月の答弁の中で、小規模校を統合させることを目的にするものではないとの答弁をしておられます。それを基本指針としまして、また、あのう、9月でも他の議員さんからもご質問がありまして、まあ、あのう、学校の教育のあり方について、23年度に立ち上げるべく教育委員会において9月ごろからですが、議題として掲げ、だいたい、あのう、平均月2回、最低でも会合が進んでおりますので毎回この議案を議論していただいております。2月になりまして、教育委員全員で合同学習のあり方ということを特に、あのう、焦点を絞って、あのう、民俗学者の故宮本常一さんのふるさと、あのう、東和町というのがあるんですが、今は周防大島町です。そちらの方へ出向きまして学習もさしていただいております。準備を進めてまいっております。委員会では、邑南町の学校教育のあり方について協議いただく項目についての骨子や、あるいは邑南町の教育のあり方検討会設置要綱の整備、それから、まあ、関係予算等について検、あのう、検討したいいただきまして、まあ、予算につきましては今議会に上程しておりますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。で、検討委員会はまだ動いていません。4月から動

く運びでございまして、まあ、若干ちょっと構成等に触れておきますが、学校の関係あるいは社会教育の関係の、まあ、あのう、有識、有識者と言いますか専門の方を、あのう、お願いをするということで、また助言者ですか、それと産業界から有識者をそれぞれ助言者としてお願いしようというふうな準備を進めております。それから、あのう、全体の、まあ、進行を司っていただく方を、まあ、一人、一人お願いしていただきたい公民館、まあ、12公民館あるんですが、それぞれ地域に均等になるように、まあ、全て均等にならんかも知れませんが、均等になるようにPTAの関係者あるいは自治会の方、識見を有する者あるいは教育委員会が特に、まあ、必要と認める者、更には、あのう、まちづくり基本条例に基づきまして公募による方をお願いし、まあ、この方は、論文等もちょっとお願いせにゃいけんと思うんですが、そういう方々で構成し、先に言いました専門の方々とで20数名相当の構成で、対応を1年掛けてやりまして、で、答申をいただいて教育委員会でまとめたものを町長の方に報告する運びにしております。やがて、あのう、議員の皆さま方にもお示しする機会があるかというふうに思いますので一つよろしくお願ひします。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) このことについて、今ご説明をいただいて了解をいたしました、一つお願いをしておいてこれは答弁をいただくとは思いませんが、やはりこの統合においてせん、教育長が先にお答えいただいたように、この不安の除去の努力というのは随分なされてきたというふうに思っております。ただ、あのう、今後日和という地区は厳然としてこの大切な邑南町の12の地域の、地区の一部として存在をしていくわけでありますから、この日和に対する子ども達の思いというものを大切にしていくという意味では、この日和っ子教育というかやはりこの公民館等も参画をして、学校の、まあ、矢上小学校が主体になるんだと思いますが、その先生方のご理解も十分いただきながら、日和の子ども達に対するやはりふるさとを愛する教育、そういった指導、そういったものが、この十分行われるように私たちはこれから、まあ、いの、願っていくということでございますが、その点については、まあ、答弁を特別いただくとは思いませんが、心してこれからあたっていただきたいということをお願いしておきます。さて、最後に追跡の点では農業委員会の委員の削減について書いておりますが、前年の9月に質問した問題であります。選挙は定数削減後粛々として行われ、16人の選良が選ばれました。これに新たな推薦委員5人も加わって21人の新しい体制で、邑南町の農業にかかる諸問題について十分ご活躍いただけるものと期待をしております。まあ、9月の議会なり、12月の全員協議会でも申しあげましたように、私はこの定数が5名選挙定数が減らされるということ、そんなに私は反対をしたつもりはございません。そのときにも坂本課長にも申しあげたのほとにかくこの住民が参加をして直接主人公として選ぶ選挙というふうなもので選ぶ委員の数の、特に、まあ、増減というが、減の場合には、心して説明責任あるいは住民の声を聞いて欲しいということ、非常に強くお願いをしたわけです。まあ、その結果として12月議会に提案をされ、議会の側は満場一致でこれが認、認められたと、それはやはり教育、農業委員の皆さん達が小委員会まで作って議論をして、その上で全員一致で、この町長に答、申し入れをされたということが議員の判断の大きな材料になっていたことは間違いのないと思います。まあ、私もそのとき非常に、右手を挙げるのが重かったのは、この9月から私が要請をした、そのいろんな様々な点が、まあ、選挙前の2月ぐらいまでの間にどれだけ住民に向かって、説明責任を始め、様々なその住民の声というものが集約されたり、発

信をされたりしたのかなあとということに非常に、まあ、懸念を持っておったものですから、少し手が重かったということなんですね。で、まあ、今回はそれを繰り返してお尋ねしようとは思いません。まあ、私も長年こういう仕事をやらしてもらっておるとですね、最近これは私の欠点だということがよく分かるんですが、だんだん人のいうことが腹が立たんようになってきたんですね。だいたいもう私の立場は皆さん達のやることに怒りを込めてものを見るというのが出発時点の私の持って生まれたもの、議員としての役割だと思ってきたんですが、最近こう皆さんがやることを見ておると、あがあせにやあしようがないのかなあ、気の毒になあと、こう思いながらね、だんだん仏さんみたような気持ちになってきたものですから、あまり腹が立たんようになった。これは、まあ、役目がだんだん終わりよる証拠だと思うんですが、一つお願いしたいのはこれはもう、あのう、坂本課長のお出かけをいただくまでもなく、これはやはり決意として町長にお伺いしたいのは農業委員に限りません。この町長の強い思いでまちづくり基本条例が生まれておるわけでありますから、やはり今回のようなことも含めて、今回というのは農業委員の定数減ですね、やはりこの説明責任あるいは住民の声というものはやはりそのそれぞれの部署で取り組む課題において、もう少しこの、大切に扱うという思いを再確認をしていただきたいということを、まあ、昨日か一昨日もありましたが、老婆心ながら、このちょっとここで申しあげて次へ移りたいと思うんですがいかがでしょう。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、農業委員さんの今回の定数の問題についてはたいへん、まあ、重要なことであつたわけでありますけども、説明責任、行政としてどうかということ、まあ、問われますと、まあ、議会ではいろいろ申しあげましたけども、その後については、まあ、独断ですね、なにか、こう方法を持ってやったということは、まあ、実はなかったわけですし、まあ、そういう意味では、まちづくり基本条例に則って考えると、少し、まあ、反省する点もあるのではないかなと思っております。まあ、今後もそういうことを思いながら、重要な問題についてはしっかり説明責任を、

まあ、果たしていかなきゃなりませんし、まあ、町政座談会が5月からいよいよ始まりますので、このこともあわせてですね、皆さま方に説明責任を果たしていきたいなど、まあ、いうふうに思っております。ご理解を賜りたいと思います。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 1問目の問題はこれで、ただ今の町長の答弁をいただいて終わりにしたいと思っております。15分しか残りがないので、私の方は2番目は研修制度の充実を提言する、この中に二つあるわけですが、一つは、あのう、町民の、まあ、お年寄りから子ども達までという幅広い意味を含めて、町民の研修制度の制定を提言いたします。旧町時代の実績をもう一度検証して、本町でもやはり実現をして欲しい。もちろん財政が非常に厳しいことは十分理解しておりますから、それについてはやはりこれも検討というところがやはり、まあ、本日の結果だろうとは思いますが、やはりこの研修制度を是非設けて欲しいということがありま

す。よく町、町内の皆さんと色々なお話をするときには全てではありません、そりゃあごく一部の方かも知れませんが、この邑南町という、最近新聞に非常にいろんなことがよく出る、そのよく出るのを見ておると、あっ町民はこういう目で見ている方もあるんだなあと思うのは、外向きばかりええ顔して、わしら、ここでがんばるとるわしらにやあ、なんにもしちゃんさんというようなね、まあ、そんなこたあないですよ、現実にはありません。そりゃあケーブルテレビも取り組んどるし、いろんなことをやってたいへんな努力をしていると、こっちはそれはそれを言いたいわけなんですすが、一方町民の目から見ると、このよそからいらっしゃる方、あるいはよそに出かけていっていろんなことをするという点は非常に、まあ、マスコミでも華やかに報道されますから、一般の方から見るとそういうふうに見えるのかも知れません。これはやはり、あもう、そんなこたあないよと言わずにやはり傾聴をしなければいけない声なのかなあと私は思いましたので、とすればそのお金を配るわけにいかないわけですかあ、やはり町民のここに現在町民としてがんばって下さっている皆さん達にもこんな方法で皆さんも勉強してください。勉強する方法はちゃんと考えてますよと、そういう方法が私は、あもう、十分には承知しておりますが、石見でも羽須美でもあったと思うし、瑞穂には瑞穂町、町民国内、内外研修派遣実施要綱というのを作って予算を組んで、この外国へ行きたいという方、あるいは国内でこういうことを勉強したいという方に機会を与える、機会を与えてレポートを出してもらったりしてその成果を今後の町政に生かしていく、まあ、そういったことがありました。これはいちいちここで細かく説明をすると、その質問の時間にたいへん使ってしまうから、それは恐らく定住企画課長が答えていただくことになると思うので、それを熟知しているはずの課長でございますから、そういった思いを兼ねて、一つこれを実現できる方向で一つ23年度は検討に入って欲しいということを申しあげます。もう一つはやはりこの町職員の皆さんのことを申しあげました。先ほども申しあげました。まあ、待遇というふうな点で申しあげましたが、やはり待遇だけでなく、この様々な学習をしていただく、そして様々な業務改善について、提、提案をしていただくと、そういうことを更に進めていく。この提案制度については邑南町職員提案制度実施要綱というのがあることを承知の上でお尋ねをしておりますが、やはりこれについてはやはり報償も含めてやはり様々なこの業務改善に資する提言を現場の声として上げていただけるような制度をもう少しこの実施要綱を更に進めていただきたいと、またそれに対する奨励もやはり必要なのではないかと考えております。こういった点についてやはり研修あるいは提案それに対する、まあ、奨励というふうなことを含めて総合的にもう少し町民、あるいは町職員の研修制度を、というものの充実を23年度検討に入って欲しいということを要求をいたします。

●東定住企画課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、東定住企画課長。

●東定住企画課長(東義正) 町民の研修支援制度の制定の提言でございました。議員仰ったように旧3町村ではそれぞれそういった町民の方の派遣制度があったように聞いております。まあ、その要綱を作っておりますのは旧瑞穂町あるいは旧石見町でありまして、旧羽須美には要綱が無かったようではありますが、邑智郡振興協議会がですね、海外研修等で派遣する事業に対して、旧3町村とも助成制度があったようでございます。まあ、その他の分野については、それぞれバラバラであります。で、まあ、私も旧瑞穂町の出身でありますし、担当もしていた時期もありましたんで、特に旧3町村を見ても、旧瑞穂町の制度が非常に充実していたんだなというふうに感じております。まあ、その内容を少し申しあげてお答えをしてみたいと思っておりますけども、旧瑞穂

町の町民、こくみ、町民国内外研修派遣実施要綱というのがございまして、これまで昭和62年からそういう制度がありました。合併までですね。で、この実績を見てみますと、国内で23団体159人、国外で49団体122人、合わせて281人ですが、まあ、補助金の総額は3万3千3500円という集、結果になっております。まあ、この要綱の目的につきましては、これは、旧石見も同じでございまして、いわゆる人材の養成、人材育成ですね、これと資質の向上あるいは町の活性化に寄与するためにこういう制度を作って町民の方に国内外で研修をしていただくというのが目的であります。研修内容につきましては、農業あるいは酪農、果樹栽培等の技術研修であったり、あるいは中学生、小中学生ですね、小中学生あるいは高校生の海外研修、それから先ほど言いましたように邑智郡振興協議会が行う海外研修あるいは伝統文化の継承のための研修などが主であります。まあ、これにつきましては、研修自体は目的に沿った研修であったというふうに私は思っております。まあ、これを今後新町において、どうするかにつきましては先ほど議員が言われましたように、検討するという答弁になるかと思っております。こう言いますと、実現するというふうに期待をされるわけですが、まあ、実施するか、どうかについても研究をしてみたいと思っております。ただ、いろいろ問題があると思っております。まあ、あのう、私の経験の中ではわずか数件ではあります、研修の中に、まあ、便乗して慰安旅行的になりがちだというのも数件ありました。全部ではありません。いうふうに思われるような研修もありますので、まあ、その点をしっかりと見極めるためにはしっかりと審査委員会あるいはヒアリングを行う、それから担当部署は、定住企画課がええのかそれともどこが良いのか分かりませんが、そういった担当の問題あるいは審査の方法をどうするのか、あるいは報告を受けたらちゃんと町民の皆さまに知らせるといこともしていけないといけないと思っておりますので、まあ、そういったところを研究をしながら、実施も含めて検討をいたしたいというふうに思っております。以上でございます。

- 日高議員(日高勝明)** ちょっと今の金、金額、あのう、その間に、そこで何か3万3千500円とかいうて言われたような気がしたんですが。
- 東定住企画課長(東義正)** 3万3千3500円というふうに集計しております。失礼しました。
- 日高総務課長(日高禎治)** 番外。
- 議長(三上徹)** はい、日高総務課長。
- 日高総務課長(日高禎治)** 町職員の研修制度と業務改善等の提案奨励制度の制定をというご提案でございます。議員からございましたように平成17年の3月でございますが、職員が町の行財政運営に関し、創意工夫の案を提案し、もって事務の能率の向上改善、節、経費節減を図り、元気で住みよい町行政を目指すことを目的に邑南町職員提案制度実施要綱を定めております。これは随時提案することと、まあ、することができるとなっております。以前、財政的に厳しい状況が続く中でゼロ予算における業務執行などの提案を数にして約33件でございますがこうしたものを受けたことがございます。業務の参考としたものでございます。また、あのう、これは、あのう、年一度全職員を対象として自己申告書というもので、議員が今ご提案になっております業務に関する改善提案とか研修の希望あるいは政策提案を受け付けるような制、制度を持っております。まあ、これは、全員から、あのう、職員から受け付けるというようなことにしております。まあ、これは業務に関する様々な提案や改善要望などが、まあ、書いてあるとともに、研修受講希望などが出されております。研修などにつきましては、現場における必要な研修などの提案や町づくりに関する提案などがございまして、参考にさせていただいております。まあ、あのう、

職員がそれぞれ担当する業務においては、それぞれ担当課において提案し、課内協議などを経て、上司に提案していくなどということで、まあ、それも行われているものでございます。先ほど仰いました、あのう、報償も含めてあるいは奨励が必要だということも鑑み、またこの今持っております要綱こうしたものの検討もしてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 総務課長にちょっと、あのう、領い、領いてくださればそれで良い、結構なんです、今、あのう、提案制度を実施した平成17年3月31日以来、職員から提案がなされたものは33件と仰ったのでしょうか。それが、あのう、その後17年以降提案された全てでございましょうか。はい、33件の提案がこの制度によってなされたというふうに確認をいたしました。まあ、その内容等については、業務の上に生かされてきたものであろうというふうに思っておりますが、是非私はこの実施要綱の内容を更に充実して、様々な提、あのう、企業であれば、もうこういう提案制度が取り上げられればすなわち利益に即決するというものが多いわけですから、報酬、報償を出すというふうなことも非常に容易にできるんです。行政にそれがまちあうのかどうか、ちょっと私も考えるところですけども、しかし何らかの形でやはり検証するということがないとやはり人間は良い知恵を出さないのではないかと思います。まあ、そういった点も含めてこの実施要綱、職員の側の分については、内容を更に充実したものにして欲しいということをお願いするとともに、企画課長の方に参考資料として、瑞穂、旧瑞穂町時代に取り組みされた国内外研修の実績の成果が何らかの形でまとめられたものがあるのであれば資料としていただきたいということをお願いいたします。今そのように検討をするという答弁がございました。検討していただけるものと期待をいたしております。残り時間わずかですがこれはそういう過去の事情にも熟知しておられる副町長にお尋ねをいたしますが、この課長の検討答弁にしたがって、是非一つ邑南町でも町民の皆さんのための研、研修の機会を補償していくと、そのことによってみんながこうレベルアップする、そういう機会を、まあ、与えるといえば語弊がありますが、補償していくことは大事ではないかと思います。これは町のトップとしても十分理解していただけるものと私は思いますが、その点いかがでしょう。最終質問です。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 町民の方の研修制度ということでございますけれども、確かに私もその研修制度の中で研修をさせていただいたことがございます。海外の方にも行かさせていただいたことがございますけれども、確かに、そのへん行った後での自分の感想の中でも随分視野が広がったなというような思いもするところでありますし、ありますが、直ちにすぐというわけにはいかないにしてもですね、特に今思いの中でありましては中学、高校といった若い世代、あのう、まあ、もうちょっと年齢が上がるのかも知れませんが、特に若い人の気持ちの熱いうちに研修をしていただくということが非常に大事ではないかなという思いを持っております。まあ、これは、直ちにというわけにはいきませんが検討させていただきたいというふうに思います。

●日高議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高議員(日高勝明) 持ち時間がまいりましたからこれで終えたいと思います。ただ今検討をお

約束いただいたことあるいは、また追跡をした結果更に前進をさしていただけるよう努力を求めたこと等については是非一つ23年度の一つの宿題として、ご検討いただいて、良い成果がでることを期待をいたしまして私の質問を終えます。

- 議長(三上徹)** 以上で日高勝明議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩といたします。再開は10時40分といたします。

—— 午前10時30分 休憩 ——

—— 午前10時40分 再開 ——

- 議長(三上徹)** それでは再開をいたします。続きまして一般質問順位第11号長谷川議員登壇をお願いします。

- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

- 議長(三上徹)** はい、長谷川議員。

- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 日本共産党の長谷川でございます。この度の東北関東大震災に被災された皆さんに心からお見舞いを申しあげますとともに救援に全力を尽くされている皆さんのご苦勞に心から感謝を申しあげます。私は阪神大震災のときには旧瑞穂町でしたけれども救援物資輸送第1号の認定を受けて当時農民連として現地へ乗り込みました。今回すぐに支援に駆けつけられないのが残念です。農民連は毎日例えば物資輸送については燃料はないのでディーゼル車で来いとかですね、個人、個別には入るなどか、もうたいへんな事態になっておるということが毎日メールで入っています。そういう意味でも今回は支援と応援の仕方というのは様々工夫をしなければいけないと思っています。そこで私は町長に提案したいんですけれども、町は直ちにですね、災害支援本部をきちんと作って、事務局として支援室と人的配置をして、いわ、いわば総務課なり支所のオーバーワークというか別の仕事みたいな形で、物資を仕分けしたりするのではなくて、きちんとした体制をとって、県や、と連絡を取り合いながら、情報収集と支援の段取り、支援物資の輸送に整理にあたる、そういうことが必要だと思います。そうしないと町民がせっかくの善意を寄せてもそれが効果的に現地に届かないという形になってしまいますので、どうしてもそのことをお願い申しあげたいと思います。また今回の震災と津波は、人知を越えたものであったとしてもその後の対策が、対策についてほんとに日本国民が全力を集中すれば支援できると思います。災害をこれ以上大きくし、人災にするかどうかは現在の支援と対策次第だと思います。そういう意味でも私も含め、町民の皆さんが少しでも貢献したいと思ってらっしゃるのが率直な気持ちではないでしょうか。こんなときだからこそある意味では党派を超えて団結し、復興支援に知恵を絞るときだと思っております。私は里親ですけれども、昨日帰れば全国里親会から東北ほ、太平洋地震被災に関する児童の受け入れにつき厚生労働省から協力要請と調査がありました。で、私はあと一人なら何とか可能かもしれないということで回答を出し、そして今回の震災の問題がやっと自分の問題として受け止めることができました。今回の措置は恒常的な措置事業ではなくてあくまでボランティアとして子ども達の受け入れをする仕事です。今被災地には帰る家も帰る家庭もない子ども達がいっぱいいます。町はこうした取り組みに名乗りを上げてはどうでしょうか。刻々入るそうした情報、情報を受けながら、あのう、私も今後頑張っていきたいと思ってます。また、石橋町長は9月以来病氣入院治療で12月議会は寂しい限りでございました。副、桑野副町長も頑張ってくれましたが、やはり今回元気な姿を見ることができ、安心して徹底追求ができると思うと嬉しい限りであります。町のトップが元気でなければなりません。今回の震災をみても行政のトップの存在の大きさをまざまざと見せつけられました。町長の笑顔は町民にとっ

て大きなプレゼント、安心です。今後とも体調に配慮し奮闘していただくことを期待し、通告した質問に素直に答弁していただき、いただくようお願いを申しあげて、ちょっと長くなりましたが前置きとしたい思います。最初に今回通告している点は4点ございますけれども、第1にTPPの問題です。で、私はこれは参加は絶対反対でなければならないと思っています。町長の施政方針では、ちょっと腰が引いたような感じがいたしました。改めて町挙げての反対、町を挙げてですね、反対集会なりそういった学習会の運動をしていくべきだと思っています。私自身も農民連の県の会長をしておりますので、あのう、去年の秋ごろからずっと、益田や出雲、浜田、江津、大田様々なところで講演や学習会の講師をしております。各地での消費者の皆さんや農家の皆さんと話している中で、あのう、感じてるのはやっぱり、自分たちの生活が輸入食料は40%という中、自給率が40%という中で暮らしているという自らの立ち位置がある意味理解できていない、それによってやっと成り立っているということも理解されていないということだとか、輸入農産物はいつでも来る物だと思ってることだとか、やっぱりそうした様々な誤解や、があります。そして私はこの問題では一番大事な問題は関税がなくなるという問題をどう捕まえるかということなんですけれども、今年は関税自主権を回復して100周年です。明治に開国をしてから関税自主権がなくて様々な苦勞し、日本産業がつぶれる中でやっと回復したのが100年前です。つまり関税の自主権を失うってことは国が国でなくなるということです。よく軍事の問題で、防衛の問題言われますけれども、安全保障としては国防とそしてエネルギーとそして食料です。その食料の問題で関税自主権が行使できないっていうのは明らかにこれはアメリカの第51番目の州になるということです。国がなくなるということだというふうに思っています。そうした意味では是非町長には、強力な態度表明とあわせて町挙げて、いろんな意見を聞くというような立場ではなくて、積極的にこうした問題を町民に伝えて行くべきだと考えております。先般は、あのう、日本農業新聞に邑智病院の石原先生も投稿されて地域が消えてしまうっていうほんとに、あのう、怒りの声をあげていらっしゃいます。是非そういう立場で町長に頑張ってもらいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) TPPのことをご答弁する前に、少し冒頭にご提案ありました今回の震災のことでありますけれども、まあ、私も本会議でほんとお見舞いの言葉を申しあげ、町としてできることを全力を尽くしていくとこういうことを申しあげたわけでありまして、したがって、まあ、県内でも早いほうだったと思っておりますけれども、取りあえず義援金の募集活動、それから救援物資、県はそのへんはちょっと今まだやってないようでありますけれども、町独自で救援物資をとにかく町に集めておくといつでも送れるようにしておきたいということで、まあ、申しあげたわけでありまして、今日現在ほんとに多額の募金あるいは救援物資をいただきまして、この場を借りて町民の皆さまに厚くお礼申しあげたいというふうに、まあ、思います。とり、特に救援物資につきましてはだいたい陸路も確保されつつあるということを報道でも聞いておりますので、まあ、昨日も話をしたんですけれども、町独自でもトラック輸送を使って邑南町のその善意ある救援物資を届けようじゃないかっていうような話も実は出ております。それから次に大事なのは、あのう、今回もう何万人という被災者の方がいらっしゃいます。で、邑南町としては、そういった仮に行き場がないほんとにたいへんな被災者の方がいらっしゃれば積極的に町として受け入れようじゃないかっていうことも考えたいというふうに思います。町営の空き住宅もございまして、ある

いは福祉施設もございます。最低でも100人ぐらいは受け入れられるのではないかなとごっこう思っておりますし、それから子ども達でございます。ホームステイなりあるいは、一時預かりで教育をやらして、やらさしていただくと、こういったことも含めてですね、是非積極的に検討もして行って、発信をしていきたいなあと、まあ、こういうふうに思っておりますので、まあ、本部を作るかどうか別にしても取りあえず行動だということを、まあ、ご理解賜りたいなというふうに、まあ、思っております。で、TPPの問題でありますけども、これは議員さんが仰っているとおりで私も思います。いつや、いつぞやですか、2、3日前宮田議員さんもおっしゃってましたけども、これは正にアメリカの属国になる、なりかねないという話もありました。私は農業問題について、まあ、今いろいろと言われている懸念があります。これは全くそのとおりで、農業というのは安全保障の一番大事な問題であります。これをやはりアメリカ等々にこの握られてしまうというのは、これは日本の国の今後の問題についてたいへん、まあ、重要な大きな問題であるわけでありますので、農業の問題は当然でございますし、やっぱり、あのう、賛成賛成とごうおっしゃってるのはいわゆる大企業の方であります。ほんの数%の大企業の方がやはり積極的に経済界を中心に賛成賛成と仰ってるわけで90何%は中小企業の方であります。あるいは消費者の方もいらっしゃいますけども、やはりこういうことではなくて、やはり日本国民全体としてみればこれだけの影響があるよということをですね、やっぱり十分に知ってもらう必要があるのではないかなと思っております。町民の方が、ある町民の方仰ってましたけども、安い農機具は入るから良いじゃないかとごう仰いましたけども、やはり今度はそれを作った米が安くなってしまごう、あるいはどんどんどんどんその安い物が入って来ればデフレになってですね、正に所得は下がってしまう、こういう問題があるというふうに、まあ、思って、単純なこれは問題ではないというふうに思います。そして、まあ、もっとも私は懸念するのは今回の大震災を見るにつけ、日本の一番の良さというのはお互い助け合ごう、助け合ごう相互扶助の精神が脈々と息づいてるわけあります。で、この精神というのはやっぱり日本人の誇りとしてやっぱり続けていかなきゃならない、持っていかなきゃならない、けどもTPPが入りますと、これは正に市場原理でありますから、勝ち組負け、負け組を作るわけです。はっきり言ひまして、全ての分野についてこれ作るわけであります。そうするとやっぱりそうい、そういった相互扶助の精神というのがずたずたにされる懸念が相当私はあると思ひます。そういう意味でも、これはなんとしても防ぎたい。私はあらゆる会合においてですね、私の持論として、政治家としてやはり私はこれは反対であるということを申しあげております。集落営農の研修会にも申しあげました。あるいは先般あつた高原地区、布施地区の会合でも町民の皆さまにも反対ということを申しあげました。2、3日前にありました矢上地区の婦人会でもたいへんなこれは大きな問題でありますよ、単に安ければ良い、良いということではありません。ご婦人の方は是非これは勉強してみてくださいということも申しあげました。ということで私としては積極的に、まあ、反対ということを唱えつつ、これからもそういう態度を続けていきたいなあとごういうふうに、まあ、思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 是非そうした立場を広げていただくと同時に我々自身もこうした問題で町民と大いに、の皆さんと学習会の運動を広げていかなきゃいけないと思ひますし、機会があれば、あのう、町としてもそういう集会になりをは是非考えていただき、いただきたいなと思ひます。今一部の大企業は多、多国籍化していますので、少々電器や車が売れたからといってそれが国民

の利益になるとは限りません。そういう状況の中では誘致企業があるからとかいうようなことを心配せずにやっぱりきちっとそういう問題も含めて日本の底が割れるわけですから、あのう、そういう運動を広げて行ってほしいと思います。2番目に日和の堆肥センターの指定管理の問題について取り上げたいと思います。この問題について私が取り上げる角度という問題は、角度はですね、日和の処理場の指定管理という議案を、いわみファームという会社の名前を書いて議会に提出をするということ自体がどういう認識なのかということをお伺いしたいと思います。先ずその点について最初にお伺いいたします。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) この日和処理場をいわみファームに指定する議案の提出すること自体ということの誤りということのご指摘でありますけれども、今回の提案に関してのことを少し述べさせていただきますけれども、先ず、今我々が考えております第一に考えておかなければならないということにつきましては、先ず、これ以上ですね、下流域の住民の方々に環境汚染の負担というものをかけるわけには絶対に避けなければならないとそういう思いから一つ、1点あります。それから設置からこれまでの経緯を見てみる中で、継続して行っていくというのが事業導入時の趣旨に添うものではないかということ。それから覚書を順次するように指導をこれまで行っております。も、約再開を放水、放流の再開をして1年が経過するわけでありますけれども、その後においては覚書の基準以下で放水を、と言いますか、あのう、処理をしてきておりますし、この現在のこの状況といったものを確実に今後も続けていく、行かせるということが重要なことでありますし、抜本的な解決方法というものが見つかるまでの間、といったものはげんだい、現段階で、そのファームのふん尿処理の最善の方法ということであろうというふうに考えたわけがあります。特にまた意識の上のことになるろうかと思っておりますけれども、指定管理者というのは自らが責任をもって管理をしていくというものであります。今までの業務委託という場合に、受けた業務だけを、そのこなしていくという思いと、それから指定管理者として責任を持って行うという管理というものには重みが、あのう、違うものがあるのではないかとこのように思っております。もちろん指定管理したからといってですね、町の責任というものが全く無くなるというわけではありません。最終的には町が設置したものでありますし、責任というものはあるわけでありましてけれども、先ほども言いましたけれども、今の状況を確実に守らせるという形を存続することが当面、その最善の方法ということでこうした提案をさせていただいております。以上です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) そうすると再度お伺いしますが、いわみファームに指定管理することは相応しいということですか。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 先ほども言いましたけれどもふさわしいというより、どうこうという判断よりか現段階のものを先ず維持することによって、糸谷川の集落の方、江尾自治会の集落の方に対して責任を持つ一番最善の方法は今これが最善の方法だという意味でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** これまでの全員協議会や質疑等でも確認しておりますし、そこでの答弁では訂正されておられませんので、その答弁生きてると思って質問いたしますけれども、私が言っているのはいわみファームを、に利用、日和の堆肥処理施設を使わせないと言ってるんじゃないんですよ。それはこれまでどおり使っていて良いんだけど、いわみファームという会社が、を指定管理をするということに対して、議会に、ええっと施設名と団体名と指定機関と、を含めた三つの点についての同意を求める、議決を求めるということが果たして社会常識で通じるのかという問題なんです。そのこのところを、あのう、してほしいと思うんですが、例えばこの指定管理の条例に基づいては、基づけば町長が指定するまでに次も指定管理を受けようと思うと申請書を出さなきゃいけないという話がありましたが、これについても結局全協等で質問してるときには口頭で出したと、口頭であって議会運営委員会にこういう議案が出しますっていう報告があって、で、3月の月上旬に文書を出してもらった、これは逆に言うといわみファームに申請を出しなさいという話をしたっていうことになりますから、もう、あのう、いうことですよ。で、そういう意味でも問題だと思うんですけど、更に議決の内容は指定期間を決めるということです。で、今回の議案は5年です。で、それは、契約ではなくて行政処分ですね。5年って決まったら5年、まあ、指定管理者がやれんようになったら代えることもあるし、こちらから理由あったときには辞めるかも、があるかも知れませんが、それも基本的に行政処分ですから、あのう、5年と言って決めたら一応5年が通る基本だと思うんだけど、質問に対して、状況に応じて契約年数を変えていくなどという答弁が出てくるといった、おかしい、そのこのところおかしいというのがあります。ですから改めて公の施設に対する指定管理の問題と公募もせずにこの業者を選んだという問題と直営ではできないのかどうかという問題ですね、これについて簡単に、あのう、する、できる、できないとか、簡単に説明してほしいと思いますし、例えばこの議案について、町内の方も見てらっしゃるそして、糸谷集落も、江尾の方々も江津市も島根県も見てる、邑南町議会、邑南町は、また公害調停で争つとる相手にどうぞどうぞお願いしますって指定管理していくような議決を平々凡々とやっつとるということを書かれるということは当然あり得ることなんです。またマスコミに出ます。そういうことを想定して出してるということなんです。その点もう一度お願いします。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、坂本農林振興課長。

●**坂本農林振興課長(坂本敬三)** 最初の2点についてお答えをいたします。事務処理についてであります。ええと2月8日に指定管理に関する審査会を開催しております。確かに議員仰いましたようにこの時点では正式な申請書は出ておりませんでした。理由はいろいろな連絡を相手方の弁護士を通じて行わざるを得ないというふうな状況から時間も掛かり、あるいは行き違いも生じておりましたので、しかも時期が迫っていたということもございまして、まあ、いわみファームを含め他の各種団体の方に希望、まあ、その以外の方は、まあ、出ていたわけでありまして、4月以降の希望について問い合わせをいたしました。その結果引き続き管理をしたいということでした。で、内容的には今までの5年間と同じようにやらしていただきたいということを知りましたので、これを受けて審査会にこのことを報告し、審査をしていただきました結果、指定により管理をしていただくことを提案するということに決定をいたし、しております。事務の順序に誤りがあったことはまことに申しわけなくっております。それから2点目のその行政処分であるので期間の変更は、まあ、できないという点でありますけれども、これは、あのう、そのとき

1 番議員さんの質問にありました町全体の堆肥化構想が今やっていると、で、このことによって、その日和とかの処理場の位置づけが変わったときはどうなるのかと、5年じゃなくて1年、2年はどうなのかという質問を受けたものですから、そういう前提で私は議決を受けた後に協定を結びます。で、その協定書の中身において条件をつけることは可能ですという意味で申しあげました。で、現に今検討しております、検討ではありません、あのう、案に載せております協定書では、では20条の中に業務なり期間を改定することができるような協定書にしております。以上でございます。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 先ず最初に指定管理でなくて直営でできないかといったことに、まず、ついでお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、この日和の処理場、公の施設でありますので、直営か、又は指定管理という方法になろうかと思っております。一部の委託ということは可能かと思っておりますけれども、今回のこの日和処理場については業務が一つしかありません。いうことはもし委託するとすれば全部委託ということになって公の施設というもの、全部の委託はできるとは考えておりません。適当でないと思っております。ということで今回直営でやるとなれば町の姿勢としましては、先ず予算化がしてありませんので、その管理費を先ず予算化をする必要も生じてまいりますし、そうした職員の配置でありますとかそういうことも考えなければならない、条例、もちろん条例改正も行わなければならないという状況になろうかというふうに思っております。ですから直営で出来ないかと言われればできないことはありません。直営という方法が半分は残っているということではあります。ただ先ほど言いましたような問題が、これからの問題が残るということでもあります。それから、その申請の相手が、公害問題での今争いの中での相手としてどうかというところでもありますけれども確かに今向こう等の関係にあります中では、その処理をした、その清掃処理費の費用負担の問題であります。それはそのこととして捉えながらも、し、あのう、糞尿の適正な処理というトータルに考えた場合に、この形で抜本的な解決ができるまでは継続させていただきたいという思いであります。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 坂本課長の答弁と解釈は私は誤っていると思っております。原則議会で議決した期間はこれは議決です。行政処分です。そして先ほど課長が言った協定においてその期間を変更するという事はこれはできません。協定は指定という業、管理の詳細については協定により明確にするのであって、協定によってその期間をどうしましょうということとはできません。そんなことをしたら議会の議決も全く無意味になるので無効です。そういうことがまともに答弁していること自身がおかしいんですよ。で、まあ、ここの日和の処理場についてもあれですが、去年おと、21年の10月に流出、流出事故がありました。あのう、まあ、私もいろいろ経過を調べたり、あのう、昔のことは分かりませんので調べましたが、こうしてずうっと歴史を、これ、10、15、6年分あります。いわみファームの関係で流出事故があったり、その関係ずうっと。で、日和の堆肥処理場についても、平成7年に糞尿の流出事故、そして平成8年にも日和川への流出事故というのが起こっています。そして前回のふん尿の処理、あのう、流出問題、そしてその後の対応、こういう中で、その私が言ってるのはその直営の形であってちゃんと今のいわみファームからの堆肥を受けれて処理していけば良いことで、新たなお金のそのあれは事務費しかで

ません。やり方をやろうと思えば、使用料と、あのう、掛かった経費とで一緒になるわけですから。ですから、あのう、そういう意味では十分できるはずです。ですから、私が問題にしてるのは、この議案をいわみファームを指定するという出してるということに対して、政治的におかしいと思わないのかと言ってるんです。出さなきゃいけない理由はないんですよ。だからある意味ではこれ撤回して欲しいと思いますがいかがですか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、議員ご指摘のように、まあ、過去にはいろいろと問題があったと、平成7年、8年ということもあったというお話がございました。で、まあ、それは重たく受け止めなきゃなりませんけども、平成18年にここを指定管理したわけです。で、議員さんもいらっしやったわけです。で、まあ、指定管理が認められた。で、まあ、平成18年以降ですね、この日和の堆肥処理場に関しては大きな問題はなかったと私は認識しております。で、まあ、その後確かに日貫の方では、ああした大きなことがございましたけども、それから1年経って今は20ppmを切る数値でいってるというようなことも聞いておりますし、管理は十分ではないかも知れないけども、我々が望む方向にいてるのではないかなあというふうに、まあ、思っております。そういうことをいろいろかん、考えたりそれから当時の経過も考えたり総合的に判断をいたしますと、やはり今回も同様に指定管理をさしていただきたいということでご提案を申しあげたわけです。いろいろ感情的な問題はありましようけども、やっぱりここは一つ冷静に考えた場合には是非適切にご判断をいただきたいなど、まあ、いうふうに、まあ、思います。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 実は平成18年じゃなくて17年に指定管理の条例は通っています。で、それから半年間は業務委託でずうっとまだ続いているんですよ。だから指定管理の条例が決まっても業務管理は半年以上続いているんです。18年3月1日から、まで続いて、それから後が指定管理になってるんですけども、現実としてじゃあそのいわみファームさんは指定管理になってるってことをある意味で理解されてるんだらうか。例えば一番最初に坂本課長は事務手続きの誤りがありましたっていう話がありましたけど、そういう業務、管理委託から指定管理に変わってる議会の議決をもらわなければ指定が受けられないんだということが、理解されてるんだらうかっていうことも私は不安にも思うぐらいです。そして指定管理をするかどうかについても、先ほどありましたけど、直営か指定管理ということの選択があるわけですから、そういう意味でも、あのう、この点では私はもう一度その十分にその責任が行政としてじゃあ糸谷や江津市や島根県に対しても、今うまくいってますよ、大丈夫ですよ、責任持てますって言えますか。だからそここのところが問題なんです。我々も議決に、もし手を挙げるのであれば大丈夫だよってことが言えますから、安心して下さいってことが担保できなければ賛成できないんです。そここのところ私は、あのう、良く考えてほしいなと他の議員さん方もそういう点で判断して欲しいなというふうに思ってます。で、そこへそういうところへ迫るまでにある意味では撤回して、この名前を、あのう、研究することはいくらでもできるはずなんです。で、そういうことを求めたいと思います。まあ、これ以上言うともう、あのう、何、何とか議論ですから、あのう、終わりますけれども。次に3番目に教育支援センターの問題です。で、あのう、適応指導教室のことです。この度基金、基金を作っていたら、2年間、学習支援について強化するというところで、指導員さんを配置

をするという取り組みが行われました。で、非常に、あのう、良いことでありがたいことだと思いますけれども、ただし、これは基金を使い切るというか、2年間という期間がありますし、それから、あのう、県内のいろんなこういう適応指導教室教育支援センターの実態をずっと調べておたらですね、邑南町の場合、その設置の条例がないんですよ。で、ちょっと設置の条例がないから金が切れればまた弱くなってしまうという形になっちゃいかんというように思いますので、その点について今後の、あのう、方向付けを是非お願いしたいなというふうに思っておりますので、この点についての考え方を先ず問います。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 先に、あのう、議員が仰いましたように条例を基づきまして、2年間対応していく運びです。で、ご指摘のように、あのう、条例等はまだ整備しておりません。で、今ですね、あのう、適応指導教室につきましては、あのう、教員住宅を使っているという関係がありまして、条例を被せるというのは、あのう、ちょっと問題があると思います。したがって手順としましては先に教育委員会にお諮りして、教育委員会規則できちっとその内容を定め、しかるべき施設等は新たに対応できるようなあんばいになったときには条例設置ということも考えても良いんじゃないかというふうに思っております。よろしく申し上げます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 実際に、まあ、あのう、その校長先生の住宅を利用してやっているとことですがけれども、あのう、まあ、言葉の利用としてはいやなんですけれども、実際の不登校の子ども達の問題で、今全国で14万人ぐらいの数字というふうに言われていますし、35、6人に一人とかいう計算だとかって言われますと、実際にそのあの狭い、あのう、校長先生の住宅でほんとは対応できるんだろうかっていうことも思います。で、教育長さんに問い合わせ、あのう、前回委員会のときに聞きましたら、公民館なんかも使ったりいろいろしてるんだって話がありましたけど、ほんとに子どもの、達の視点に立って、ほんとに子ども達の教育を保証していくという意味で、ふあ、あのう、なんていうんですか、その設置要領をきちっとつか、あのう、作ってやっぱりそこへ子ども達が安心して通えるし、そこで、あのう、学ぶことができるということにしなければいけないというように思うんですが、あのう、まあ、是非そういうことの方を考えてほしいと思うんですが教育長いかがですか。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) この、あのう、まあ、適応指導教室に対、関する、まあ、考え方ですけども、まあ、原則というんですか、本来的にはない方が良く、そういう、まあ、あのう、教育環境を作っていくということが原則だというふうに思います。学校に行けないとか、行くことを、まあ、選ばない。そういうふうにならないような教育の取り組み、特に教員のあり方も含めて学校のあり方によってそういうふうなことにならないような学校づくりを目指さなきゃいけないということが、まあ、本質だというふうに思っております。まあ、そういった、あのう、取り組みをしていかなきゃいけない一方で、そうした、あのう、不登校の子ども達の原因というのは様々で、そういうことを選ばざるを得ないような子ども達もいることはもう現実ですので、できるだけそういう子ども達の教育権を保証、学習権を保証していくような環境整備というのは必要だという

ふうに思っております。先ほど課長が答弁しましたように、まあ、教育委員会の中で、研究、検討をしていきたいというふうに思っておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、まあ、様々な原因でそうした事態になる、なる例もありますし、あのう、そうした中で文部科学省もかつては、あのう、絶対学校へ行く、行かせるっていう方向からやはりその行けてない状態は、があるということは現実だという中でやっぱりそれに対する様々な、あのう、支援の方向も広げてきています。また、NPOだとか、学校法人とか様々なところで、フリースクールだとか、いろんな支援の、支援というか、あのう、そういう発達保証の場をきちっと作ってると思うんですが、そういう意味では、あのう、例えば子ども達の発達の中では、体育も必要だし、そのスポーツもですね、そういう形の中での発散というのは当然必要だし、てなことを考えたときに校長先生の住宅の中で体育するわけにいかないことは明らかなことなんですね。で、やっぱりそんなことも含めて考えればほんとに、あのう、一定の運動をすることもでき、安心して、あのう、することもでき、またそれ様々な年代の形の中で、やって行くことができるようなスタイルを是非考えてほしいと思うんですが、あのう、まあ、例えば今、あのう、この学校へ文部省自身もそうした形を研究事業として指定して、あのう、やったりしておりますけれども、私はそういう意味では先ほどの教育委員、教育長の答弁よりもう一つ先へ踏み込んで、ほんとに今問題になってる子ども達に対応してるかも知れない。しかしほんとにもう学校へ行けなくて困ってる、あのう、で、親の方は学校へ行かせることは義務だと思って、もう苦しんでるっていう実態は、があるわけですね。で、そういうとこまで踏み込んでそうした子ども達や親を、あのう、フォローし相談をしていくってことになると思うんですが、あのう、教育委員会で検討するだけではなくてもう一つ踏み込むところが私は必要だなというふうに思っておりますが、あのう、いかがでしょうか。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議員仰るように、あのう、一步踏み込むという視点で、いろいろ検討もしてまいっております。で、今予算で、県の事業でございますが心の架け橋事業というのを導入しまして、これは、あのう、適応指導教室に入級される以前にいろいろ悩みを考え、あのう、持っていていらっしゃる方に対して家庭訪問等をして、適応指導教室まで先ず、第一段階来ていただくということで進めていきたいというふうに思っております。先にありました基金条例をもとにですね、関西方面で教育相談所の所長を歴任された方が今、あのう、公募しましたら、あのう、まあ、内定ということで今通知しております、まあ、非常に期待するわけでございますがその方を中心にそういうことのフォローをやっていききたいと思います。更にその方とそれから現指導員と研究してまいりまして、更に踏み込んだ体制を作っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) まあ、結局ですね、先ほど、まあ、ずうっと聞いてると、あのう、この度の基金についても国からのそういうあれが交付金事業があったので、それを、まあ、積んでや

ってるという形ですよね。それからこの心の架け橋事業についてもある意味では県の事業を導入してということで、お金があったときの対応なんですよ。で、例えば、大田市、江津市とか、こう、あのう、設置してるところってのは設置条例があってちゃんと所長がいて、職員が配置で何人ってちゃんと決まって、で、恒常的にそれをちゃんとやっていつでも相談に行けるっていうスタイルがあるわけですよ。やっぱりその体制を必ず作っていくってことはやっぱり一つの新しい邑南町の教育の発展の方向として、邑南町で、あのう、その景観も、あのう、地域の人の繋がりの良さも様々なことを含めて体験もし、自然も体験してということで含めれば新しい一つの方向付けが私はできるはずだというように思ってるんです。ですからそのためにも、先ず設置条例をちゃんと作って、そして恒常的にやっぱり一般財源の入れにやいけません。だからやっぱりそういう形にしてやっていくことが必要じゃあないかなというふうに思うんですが、再度どうですか。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 1点、あのう、繰り返しで恐縮ですが、あのう、段取りとしましては、あのう、教育委員会規則を先ず、来春の早々に制定をしていただきまして、場所等の施設等のものが整いましたら、条例に移行すべく準備に図るよう教育委員会に図ってまいりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) まあ、そういう意味でも、あのう、不登校だとか、あのう、様々な形で、子どもも苦しんでいるし、親も苦しんでいる、そういう人達ほんとに受け入れて、先日も矢上高校の話もありましたが、高校大学まで含めていろいろな形のその支援がほんとにきちっとできる町だよっていう一つのこれも大きな、あのう、心の支えがある町っていうことで、私は、あのう、子育て、日本一子育て村っていう中に一つ必ずやっぱり私は入れて欲しいというふうに要望したいと思います。次に4番目の問題です。これは、あのう、たまたま震災があったからこの問題をやったわけではありません。耐震診断についての助成制度を新たに作るということで、今年5件の5万円ということで出るわけですけども、あのう、あわせてですね、耐震の改修、それから、あのう、リフォームも含めて、の助成制度について、充実を図ってほしいということでもあります。で、この問題で私は、あのう、いれ、邑南町には様々な、あのう、助成制度がこういくつもあります。で、先日、あのう、この子ども達の方で、あのう、どんな事業があるか全部一覧表に、あのう、図にさせていただきましたが、やっぱりああいう形で、住民やその地域外の方にも分かるようなそういうパンフレットも作っていく必要があるのかなと思います。先ず、最初に住宅リフォームの問題で、今この、耐震改修の問題では、今島根県内では、益田市と雲南市がないと思いますが、それ以外は、あのう、市段階では耐震改修について、耐震診断耐修改、耐震改修について支援する制度があります。で、是非そういうこと一つ考えていただけないかと。あわせて、あのう、そうしたパンフレットなどを作ってどういうその助成制度があるのか、やっぱり一目で分かるようなものは考えられないかということでもあります。で、この問題を調べていて、あのう、ちょうど、あのう、予算質疑の中でも分かったことですが、耐震診断の、耐震診断と、あのう、改修の促進を図るために耐震改修促進税制ということで、所得税が最高では20万円の税額控除があるとか、またいろいろなりホームした場合に固定資産税が、あのう、減免があるとかって

うようなことについて全く町としては住民に周知していなかったということも明らかになりました。だからそういう問題も含めてやはりきちっと周知していくことが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●**田中建設課長(田中節也)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、田中建設課長

●**田中建設課長(田中節也)** 先ず始めに、あのう、木造住宅の耐震化の状況でございますけども、まあ、島根県全体がですね、全国的に見ましても非常に低い耐震化率でございます。約60%強ぐらいだと思います。邑南町におきましても同様の状況であります。まだ50%程度だと思います。このために、あのう、平成21年度に邑南町建築物耐震改修促進計画こういったものを策定いたしまして、平成27年度の耐震化率の目標を90%に掲げております。まあ、県の目標も同じく90%になっておるようでございます。これを受けまして、先ほど議員からも話がありましたように来年度、平成23年度から木造住宅の耐震化を図るための施策といたしまして、耐震改修、耐震診断、これにかかる費用への助成を行うこととしております。まあ、このことは、建築物の耐震に対する安全性の向上に向けてのいわゆる意識の高揚を図る上での一つの施策だろうと考えております。まあ、あのう、今後こういった耐震化に向けましての促進施策といたしましては、耐震診断が終わりましたら、耐震改修ということも当然視野に入れなくてはならないし、そのための助成も検討していかなければならないと考えております。また、あのう、こういったことにつきましては当然、住民への周知というのは、当然行っていか、いかなければならないと認識しております。それから、あのう、税の特別措置、所得税と固定資産税の特別、租税特別措置法というものがあまして、これに対する啓発というのは、まあ、このいわゆる耐震改修へ対しての補助制度がなければ、それが受けられないということもございまして、税と、税、税務間との、担当局との、まあ、連絡調整がうまくいってなかったことは事実でありますけども、島根県におきましても、この補助事業につきましては平成20年度から行っているようでございまして、耐震診断につきましては平成21年度の単年度のみで終わっているような状況でございまして、まあ、あのう、島根県全体としてもその取り組みが遅れていたということがあると思います。以上でございます。

●**三上税務課長(三上俊二)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、三上税務課長。

●**三上税務課長(三上俊二)** 議員ご指摘がありました、税制改正についてでございますが、いわゆるリフォーム、増改築等の関係でその中で耐震化あるいはバリアフリー化あるいは省エネ等の改修につきましては、税制改正がありまして、これは各々いろいろ要件がございます。それから、その改修をする時期の要件もありますが、その適応となるということになりますと、固定資産税が減免されるという制度がございます。地方税は固定資産税の減免ということでございますが、これにつきましては、やはりちょっと広報等の、だいたいこういう税制改正は、マスコミ等で報道されておりますが、広く一般の町民にかかることは広報等で記載しておりますが、ちょっと、周知の不足ということで、反省しております。改めまして、この税制改正につきましては住民に周知し、もし摘要あるかどうかという問い合わせを、また税務課の方でも相談ののっていきたいと思います。また所得税に関しましても、やはりこれと同じように住宅ローンの控除での所得税の税額控除あるいはローンを組まなくても、そのこの件に関しましての税制改正があります。そういうことも含めまして再度住民に周知を図って、その、この安心安全の住宅環境あるいは省エネ

に対する促進に再度税務課としても住民に承知して相談にのっていきたいと思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) まあ、邑南町では例えば集落の振興対策として、三世帯や高齢化率が45%以上のそういうところでの支援だとか住環境の整備、更に邑南の木の家助成、また空き家活用助成など制度があります。で、まあ、戸数は少ないと言ってもやはりこうしたものがあると大きな励みになるということで、是非お願い、あのう、この周知をもっとしていただきたいし、あわせて先ほどの耐震診断と、あのう、改修の問題ですが、先ほど建設課長が答弁されたように、邑南町に助成制度がなければ適用できないんですよ。だからその予算化は例えばあってもその制度がないということになれば、なんぼ今年耐震改修しても20万までの改修のこの所得の、税の、税額ができない控除がね、減税が受けられないんですよ。だからやっぱりここは、あのう、その予算措置がすぐできるかどうか、全部カバーできるかどうかは別にしてでも、その耐震改修の制度は作っていただきたい。そして、もう1点は、あのう、邑南町の木の家助成については今新築だけなんです。これはどうしても増築や改築、改修に適用することになっていけば、あのう、この対象にできると思いますので、そういうことの見直しも含めて、地域の活用してほしいなと思います。で、今法律が、変わってなければというよりもその固定資産税の減免については、全く周知してなかったと、知らなかったということで、まあ、私もそういう意味では知らなかったわけですが、改めて振り返ってみると平成18年から21年の間に改修をしていけばですね、3年間固定資産税が2分の1になったんですよ。ところが現在の平成22年から24年は2年間だけなんです。減税は。で、2分の1になる。次の平成25年から27年だと1年しか減税は今のこの法律ではないはず。ですから早くしないとせっかく頑張ってるやろうとかいう形になった人ができないということなので、是非そういう意味でも耐震改修の分と、この邑南の木の家増築、改築ということについては是非お願いしたいということをお願いすることと同時にですね、もう一つは、実は、あのう、まあ、今、あのう、皆さんから、議員の他の皆さんから教えていただくと、もう既にコンパネがたいへん値上が、値上がりしてるとか材料が入らないとか、そういう声が出てきています。当然でしょう、あれだけの東北の大地震で、改修しなければ、直さなければいけませんから。で、そうすると例え今回の予算がおおっても、あのう、町が行う様々な公共事業が全部100%消化できるかどうかわからないという事態も発生すると思います。だからそうした中でこの地域経済をどう支えるかっていう問題になったときには、小さな規模の住宅リフォームなんかの事業を起こして、あのう、そういう業者さん達の仕事を引き継いでいっていか、広げていってことをする必要が、あのう、出てくるんじゃないかというように思います。秋田県では住宅リフォームで行政が投資したお金の10.、15. 2倍の経済効果が出てくるということをお秋田県が調査してるわけですね。ですからそういう意味でもそうした対策も、是非手を打つということを、あのう、担当課と調整しながらやっていただきたいということを最後に要望して私の一般質問を終わりたいと思います。

●議長(三上徹) ここで農林振興課長より答弁の訂正をしたいということでございますので、これを許します。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(三上徹) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 先ほどの協定書の件についての答弁であります。その中で期間の

変更を謳い込みますというふうなことを申しあげましたが、やはり行政処分でありますので、これは、まあ、あのう、ちょっと難しいようでございます。で、あのう、1番議員さんのおっしゃいました、こちら側の事情によって期間なり内容の変更をしたい場合はどうかと言いますと、特に、まあ、期間、指定期間を変更する場合の手続きとして地方自治法第244条の2の6の規定によりましてぎかつの、議会の議決を得れば短縮することは可能でありますので、まあ、そういう手法で、あのう、行うことは、あのう、できるというふうに思います。それから現に全国的にはそういう案件で指定を取り消した場合、あるいは管理の業務を停止した事例等も既に何件も出ております。それから補足でございますが、いわみファームという会社の、まあ、信頼性についての、まあ、心配が皆さんの方におありだと思いますけれども、我々の方としては邑南町堆肥化処理施設条例及び協定によって取り消しなり、あるいは損、損害の賠償なりというふうなことができるようになっておりますので、我々もこの条例等に基づいて厳しく管理をしておりますので何卒ご理解をいただきますようお願いをいたします。

- 議長(三上徹)** 訂正より、ちょっと長いこともございましたが。以上をもって長谷川議員の一般質問は終了いたしました。以上をもって、本定例会に通告されておりました一般質問は、これで全てを終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 地域情報化特別委員会委員長報告

- 議長(三上徹)** それでは日程第3、地域情報化特別委員会委員長報告を議題といたします。高度情報推進に関する調査が、地域情報化特別委員会に付託をされております。この調査について、委員長から報告をしたいとの申し出があります。お諮りをいたします。申し出のとおり、報告を受けることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 異議なしと認めます。亀山委員長お願いをいたします。
(委員長登壇)

- 亀山委員長(亀山和巳)** 議長のお許しを得まして特別委員会の調査報告を朗読いたします。平成23年3月17日、邑南町議会議長三上徹様。地域情報化特別委員会委員長亀山和巳。委員会調査報告書、本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり、邑南町議会会議規則第76条の規定により報告します。記、1調査事件高度情報推進に関する調査、2調査の経過、邑南町eむらづくり計画書に基づいて進められるケーブルテレビ事業を始め、高度情報推進事業を適切、かつ、スムーズに進める目的で、平成19年2月に地域情報化特別委員会を設置した。以来5か年、延べ17回の会議を重ね、本町の高度情報推進に関わる事項、主に元気な地域づくり交付金によるおおなんケーブルテレビ事業を調査、検討し、関係部署に提言をしてきた。3調査の結果又は概要、意見、担当課の尽力並びに関係者の理解と協力により、本町の高度情報化へ向けた諸施策は着々と進んでいる。とりわけ、平成22年4月に供用開始したおおなんケーブルテレビは町内全域をカバーし、全世帯の92%が加入している最新の情報通信施設である。この施設整備には27億円にも及ぶ巨費を要したが、デジタルデバイトの解消に留まらず、行政サービスの向上や地域コミュニティの醸成等、本町活性化に寄与する主要インフラとして大きな期待を担っている。この施設機能を各課事業や地域情報交流に生かし、町民の付託に応えるために、今後とも更なる取り組みを望むものである。高度情報化の技術進歩は極めて著しく、導入した高額な情報機器やシステムも陳腐化が早い。機器やシステムの更新、新規の調達にあたっては共同利用や外注等も検討し、限ら

れた財源が最も有効に生かされるよう留意すべきである。そのための人材育成と登用、運営形態など機構改革の必要性を意見として付して特別委員会の報告とし、調査を終結する。以上でございます。

- 議長(三上徹) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) はい、無いようでございますので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

- 議長(三上徹) 以上で、地域情報化特別委員会の委員長報告を終わります。ここでお諮りをいたします。地域情報化特別委員会による調査については、終了いたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがって、地域情報化特別委員会による調査につきましては、終了することに決定をいたしました。

日程第4 議案の討論・採決

- 議長(三上徹) 日程第4、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。ここで、辰田議員、松本議員、日高學議員、石橋議員、山中議員の除斥、除斥について採決いたします。お諮りをいたします。議案第11号につきましては、辰田議員、松本議員、日高學議員、石橋議員、山中議員に直接の利害関係がある事件であると認め、認められますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、辰田議員、松本議員、日高學議員、石橋議員、山中議員を除斥することに決定をいたしました。読みあげました5名の議員の退場を求めます。また、この議案第11号につきましては、私に直接の利害関係のある事件と認められますので、地方自治法第117条の規定により退場をいたします。議長と副議長がともに退席いたしますので、その間の議長につきましては、先に仮議長に選任をいたしました高本議員をお願いをいたします。

(6名の議員退場。仮議長高本議員、議長席に着席)

- 高本仮議長(高本勝藏) 三上議長、辰田副議長が除斥となりましたので、この間、私が議事を進行いたしますのでよろしくお願いをいたします。会議録署名議員が除斥になりましたので、補充のため会議録署名議員の指名をいたします。14番、長谷川議員、15番、日高勝明議員、お願いいたします。それでは議案第11号に対する討論に入ります。始めに反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 高本仮議長(高本勝藏) 賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 高本仮議長(高本勝藏) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第11号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 高本仮議長(高本勝藏) 全員賛成。よって、議案第11号指定管理者の指定について、につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで退場しておられます6名の議員の入場を求め、求めます。私はこれで仮議長を終えさせていただきます。ありがとうございました。

(高本議員は議長席を退席、6名の議員入場、議長着席)

●議長(三上徹) それでは、ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

—— 午前 11 時 51 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 40 分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。議案第12号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、挙手多数。よって、議案第12号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第13号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、賛、賛成多数。よって、議案第13号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第14号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第14号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第15号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第15号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●**議長(三上徹)** はい、賛成多数。よって、議案第15号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第16号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。

●**山中議員(山中康樹)** 13番。

●**議長(三上徹)** はい、13番。

●**山中議員(山中康樹)** 議案第16号指定管理者の指定について賛成討論を行います。この指定管理制度につきましては5年前、同法人に指定管理者として議決をした経過がございます。その後この5年間、本日までに同法人の別の組織におきまして汚泥流出事故、水質汚染問題が出てまいりまして、特に下流地域の皆さんには負担をかけたことに対しては同法人に対しては遺憾でございます。本日の午前中の一般質問の答弁を聞いている中、同法人を指定管理者として提出をされた執行部の思いの中に、これ以上下流地域の皆さんに町として迷惑をかけさせないという強い思いが伺えました。現在、水質につきましては法定基準以下で守られており、関係団体との協議も進行中でございます。議案に出された堆肥処理施設は建設以来数十年問題は起きていないと聞いております。指定管理者は自ら責任を持って管理する義務があります。したがって、事業導入時の経緯も考慮し、本町の畜産振興の推進のためにも議案第16号に賛成をいたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

●**議長(三上徹)** 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。はい、無いよう。

●**日野原議員(日野原利郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、5番。

●**日野原議員(日野原利郎)** 議案16、16号に対し賛成の立場で討論をいたします。確かに現在、ふん尿処理問題で、なかなか決着が付かず町内、内外でいろいろ波紋は起きております。特に、最近こうして環境問題が特にクローズアップされている中で、このふん尿の流出というあってはならない事故、下流域の住民の方々に大変、多大なご迷惑をおかけしておりますことを、私も町民として、また個人としても当該者の責任を強く追及し、改善を要求するものです。こうした中で本案件が提出され、されたわけですが、大変こう苦慮し、判断を迷うところではありますが、いわゆる当法人も地場産業であり、何とか発展してほしいという思いもありますし、まだ一年ではありますが、昨年来、当協定の内容、水質基準を守った放流がなされておるということ。更にはふん尿処理にあたっては、いわゆる当法人が、いわゆる企業責任として自らが責任を持って、こう管理するのが最も、管理し、使用するのが最善というように思います。そうした意味で、ただ今日、結果的に指定管理というに至った場合には、町としても責任を持って今後このような問題が絶対に発生しないよう指導、監督するよう強く要望して、賛成討論といたします。

●**議長(三上徹)** 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** はい、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議

案第16号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第16号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第17号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第17号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第17号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第18号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第18号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第18号邑南町課設置条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第19号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第19号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第19号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第20号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第20号邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、

議案第21号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第21号邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第22号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第22号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第22号邑南町特別会計条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第23号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第23号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第23号邑南町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第24号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第24号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第24号邑南町バス料金条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第25号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第25号邑南町スクールバス条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第26号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第26号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第26号邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第27号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第27号邑南町母子家庭等児童入学就職支度金支給条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第28号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第28号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第28号邑南町乳幼児等医療費助成条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第29号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第29号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第29号邑南町情報通信施設条例の一部改正につき

ましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第30号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第30号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案、議案第30号邑南町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第31号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第31号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第31号邑南町と農林水産省との人事交流に係る職員に支給する手当に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第32号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第32号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第32号邑南町研修施設条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第33号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第33号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第33号邑智郡総合事務組合規約の変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第34号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第34号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第34号邑南町地域保健福祉計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第35号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第35号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第35号町道路線の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第36号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第36号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第36号町道路線の認定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第37号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第37号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第37号平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第38号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第38号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、議案第38号平成22年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別、特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第39号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第39号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、議案第39号平成22年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第40号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第40号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、議案第40号平成22年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第41号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、議案第41号平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第42号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手多数)
- 議長(三上徹)** はい、賛成多数。よって、議案第42号平成22年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第43号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第43号平成22年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第44号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

●議長(三上徹) 14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第44号の平成23年度邑南町予算について賛成討論を行います。私が邑南町になってから初めての当初予算に対する賛成討論であり、25年間の議員生活の中でも2回目でございます。二元代表制の下では議会の場合、与党、野党というのはございません。是々非々で判断すべきだと思います。今回の当初予算に対しては評価すべき点が多いことや町長の姿勢を評価したいと考えています。今回の予算の目玉は第2子の保育料の無料化や、と中学校3年までの医療費の無料化、更に福祉医療の町単での助成の継続、また一般質問で取り上げたヒブワクチンや子宮頸がん予防ワクチンへの全額助成など町民要求、願いが実現しています。また桃源の家の新築工事も本格化し、何年も議会で取り上げてきた願いが実現しようとしています。各種の経済対策や中小企業への緊急融資の補助事業の継続、また県内だけでなく全国からも注目され高い評価を受けている就学援助など厳しい雇用、経済情勢の中で町民への暖かい励ましとなっています。12月議会で取り上げた国民健康保険税の3年連続値上げの動きに対して基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れ、会計からの繰り入れで値上げをストップし、12月に提案した資産割についても廃止を決断されました。それでも、まだまだ重い国民健、健康保険税の負担だと思います。しかし、邑南町としては今回できる、町としてできる精一杯の努力をしたのではないかと思います。これ以上の低減は本来国が責任を持って行うべき45%の繰り入れ、繰り入れの間、繰り入れの問題や県が全く国民健康保険税、保険会計に助成してない、いない。こうしたことを改めさせて安定的な経営を行うしかありません。そのためにも一緒に運動を強めて行こうではありませんか。今後、予算、事業執行にあたっては、今回の指定管理のような問題を含め、更に慎重な行政運営を、を望みます。最後にいつも指摘している人権同和事業の見直しや、更に今日、一般質問を行った住宅リフォーム事業、耐震改修補助など新年度内で、新年度、年度内で早期実施をすることを強く求めて予算に賛成をいたします。

●議長(三上徹) はい、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

●山中議員(山中康樹) 13番。

●議長(三上徹) はい、13番。

●山中議員(山中康樹) 議案第44号に賛成討論をいたします。平成23年度一般会計当初予算について賛成の立場から討論をいたします。23年度予算は定住促進を重点にした町づくりを鮮明に打

ち出したものとして評価できるものと思います。まず、新しい過疎計画を、計画を見据えて編成された予算に計、計上されている日本一の子育て村構想として、保育料第2子以後の無料化、中学生までの医療費の無料化などが盛り込まれ全国的にも先進的なものであります。三位一体の改革以来、厳しい財政運営を迫られ思い切った対策を打てない状況であった中で、財政の健全化も進められ、こうした過疎債を活用した方針が出されたことは歓迎するものであり、今後の定住促進に期待できるものと考えます。また教育関係の予算には引き続き学校施設の耐震対策が組まれた外に学校図書館司書コーディネーター、たけのこ学級の学習支援員の配置なども計上されております。新たな町営バス路線邑南川本線に係る予算も計上され、生活交通の確保も図られております。その外、保健福祉関係の予算、農林業関係の予算、公共事業などの普通建設事業の予算も継続して確保されております。平成23年度は、実質的な新しい過疎地域自立促進計画のスタートの年であるとともに、更新された地域保健福祉計画、更に農林商工等連携ビジョン、住宅マスタープラン、地域公共交通計画等、多くの計画のスタートの年でもあります。こうした中での新年度予算でありますので、職員の方には、更により良い行政の実現に邁進していただきたいと申しあげ、また議員の皆さまへはこの予算案へのご賛同をお願いして私の賛成討論といたします。

●議長(三上徹) はい、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第44号平成23年度邑南町一般会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第45号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第45号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第45号平成23年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第46号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第46号平成23年度邑南町国民健康保険直営診療

所事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第47号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第47号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第47号平成23年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第48号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第48号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第48号平成23年度邑南町簡易水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第49号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第49号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、全員賛成、よって。元へ、賛成多数。よって、議案第49号平成23年度邑南町下水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第50号に対する討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第50号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) 全員賛成。よって、議案第50号平成23年度邑南町電気通信事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、休憩といたします。暫時休憩といたします。その場でお待ちください。

—— 午後 4 時 1 4 分 休憩 ——

—— 午後 4 時 1 6 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程の追加 議長発議

- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。ここでお諮りをいたします。農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第1として。また、先ほど長谷川議員、他6名の議員の方から、発議第1号邑南町議会委員会条例の一部改正についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更して、直ちに議題にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し、追加日程第1として、また、発議第1号邑南町議会委員会条例の一部改正についてを、日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第1 農業委員会委員の推薦について

- 議長(三上徹) 追加日程第1、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。お諮りをいたします。議会推薦の農業委員会委員は2人とし、お手元に配布いたしております農業委員会委員の推薦についてのとおり、邑南町議会議員石橋純二氏、同、大屋光宏氏を推薦したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがって議会推薦の農業委員会委員は2人とし、お手元に配布いたしております農業委員会委員の推薦についてのとおり、邑南町議会議員石橋純二氏、同、大屋光宏氏を推薦することに決定をいたしました。

(除斥議員入場着席)

- 議長(三上徹) 退席されておりました議員にお伝えをいたします。議会推薦の農業委員会委員につきましては、推薦のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 発議第1号邑南町議会委員会条例の一部改正について

- 議長(三上徹) 追加日程第2、発議第1号邑南町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。14番、長谷川議員。

(議員登壇)

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 発議第1号平成23年3月17日、邑南町議会議長三上徹様、提出者、邑南町議会議員長谷川敏郎。賛成者、邑南町議会議員亀山和巳。同、山中康樹。同、石橋純二。同、日高學。同、松本正。同、辰田直久。邑南町議会委員会条例の一部改正について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出をいたします。提案理由は、今回の課設置条例の変更に伴い所管事項について変更があることよって委員会の所管の、変えることとございます。条例案を読みます。邑南町議会委員会条例の一部を改正する条例、邑南町議会委員会条例(平成16年邑南町条例第213号)の一部を次のように改正する。別表中でいじょう、定住企画課を定住促進課に、財政課を企画財政課に改め、情報推進課・の次に商工観光課・を加える。附則、この条例は平成23年4月1日から施行する。新旧対照表は次のとおりとございます。定住促進と企画財政で、定住企画が二つに別れるということについて、産、産業振興の方からも産業建設常任委員会に、の方に所管替えという、あのう、提案もありましたけれども、現在の継、事業の継続性を踏まえて

定住企画課を総務、定住促進課、企画財政課を、と商工観光課を総務常任委員会に、そのまま置くことにいたしました。以上です。

- 議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。
(議員降壇)
- 議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第1号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第1号邑南町議会委員会条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 閉会中の継続審査・調査の付託

- 議長(三上徹) 日程第5、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査並びに調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査並びに調査に付することに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議員派遣について

- 議長(三上徹) 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会規則第119条第1項の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣をいたしたいと存じます。これにご異議はございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 閉会宣告

- 議長(三上徹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することと決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成23年第2回邑南

町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さんでございました。

—— 午後 4 時 2 5 分 閉会 ——